

第37回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日 時 平成20年11月23日(日) 14:00～16:00

場 所 函館市役所8F 第2会議室

1. 開 会

2. 条例の全体について

(横山委員長)

今回から全体の総まとめとなる。予定としては今回から3回位で、事務局やプロジェクトチームのメンバーも一緒に入ってもらうような形でやっていきたいと思う。

(1) 松川町会長からの提言について

(市居委員)

松川町会長から、私が自治基本条例の策定委員会に入っているということで、是非とも委員会に提出していただきたいということでお預りした。いつも、敦賀委員が発言していることと内容が重複することになるかもしれないがご容赦願いたい。

平成19年12月から「函館市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」が施行されているが、その中に、連携という文言が多く見受けられることから、やはり町会としても基本条例へ載せることを考えていただけないだろうかということであった。

“ 防災、福祉、防犯活動等において、社会資源が効率的に活用されるために、行政、市民、地域活動団体および関連事業者は適切に情報の共有を行うものとする。 ”

文章が適当かどうかは別にしても、地域オリジナルの中でこれも入れていただければということでお預かりしたので、後ほど検討いただければと思う。

(横山委員長)

文章も作ってきたようだが、地域オリジナルの中で検討してもよいと思う。

いずれにしても、前回、敦賀委員から提案があって、この件については、次回までにプロジェクトチームの方で状況を調べて、報告するという整理になっている。

(2) 条文素案について

事務局より資料の説明

(横山委員長)

素案と事務局案を1条ずつやっていきたいと思うが、第1条どうか。

第1条 事務局より説明

(木下委員)

省いても省かなくても、どちらでもいい。

(横山委員長)

重複があっても素案のままとする。

異議なし

第2条 事務局より説明

第2条どうか。ちょっと分かりにくいような気がする。市民の定義のところで，“市内に住所を有し，通勤し，または通学する者”ということはどういうことか。定義の方で市内に住所を有し，通勤しというと，市内に住所がある人は通勤し通学するように読み取れるのではないか。なんとなく分かりにくい。

(市居委員)

(1)を“住民 市内に住所を有する者”として，(2)で“前条に掲げる者および通勤し通学する者および市内で活動する団体”というような形にしてはどうか。

(事務局)

今のような感じで，素案の(2)住民と(1)市民を入れ替えて，改めて作りたい。

(横山委員長)

(1) 住民 市内に住所を有する者

(2) 市民 前条に掲げる者および通勤し通学する者および市内で活動する団体
市民，住民の定義については，事務局が文言を整理することにする。

続いて，協働の定義で，互いの尊重は互いの立場を尊重が適切。これはどうか。

(丸藤委員)

特に問題ないと思うが。

(横山委員長)

何か意見あるか。

意義なし

協働の定義については訂正案のとおりとする。次に，まちづくりの定義はどうか。

(板本委員)

安心して豊かに暮らせる生活環境や安全な地域社会，この生活環境は創るでないのか。

(若杉委員)

どちらでも良いが，築くの方が建設的な印象がする。

(横山委員長)

創出するというのはよくある。環境を築き上げるっていうのは，よく言うような気がする。違和感がないのなら素案のままにするが。

意義なし

コミュニティについてはどうか。

(敦賀委員)

町内会と町会は両方使っているところがある。町会の方が使っているところが多い。

(横山委員長)

一般的には町内会。函館に存在するものが全て町会だったらよいが。

(事務局)

市の総合計画でも，町会の文言を使用している。常用している方が良いのかと。

(横山委員長)

では町会ということで。次に情報共有についてどうか。

(川田委員)

コミュニティとのバランスもあるのではないか。コミュニティという単語の扱いと情報共有とい

う言葉の扱いを同程度にしたいところである。

(事務局)

コミュニティを置くことの是非については議論している。ただ、コミュニティという言葉の捉え方が組織のこと、または人の集団をいうのかという部分があるので、この条例を正しく運用してもらうためにはコミュニティという言葉を書かないといけない。逆に読む人が、コミュニティって集団を言うのか、活動を言うのかという紛れが出てくるということで、コミュニティは定義の中にそのまま置いている。

(川田委員)

プロジェクトの方々は、そもそも単語の定義だから辞書的な意味でここは使うんだよと考えている。本文の中にこの定義をポンと当てはめた時に、条文として成り立つように書いてあればそれで対応できる。一方、委員会の方は、条文の学校関係の問題があるから、あえて強調しないで定義の中にもうたってもらいたいというのが考えとしてあるのではないかと。それで議論がかみ合わないのではないかと。

(横山委員長)

どうでしょう。情報共有もかなり丁寧に書いてるからわかりやすい。ただ、コミュニティの方は分かりにくい部分があるのかなと思う。私はこれでいいような気がするが。

(川田委員)

個人情報保護のくだりを、情報共有のところからはずしている。これを市長の責務の方に動かした。

(板本委員)

定義ってというのは、条文の中の説明性のあるものだけ載せればいいという考えなので、削ることについては差支えないと思う。

(横山委員長)

情報共有については、定義から削除する。

第3条 事務局より説明

第3条については訂正案のとおり。

第4条 事務局より説明

続いて、第4条については、佐々木委員が出てくる次回委員会までペンディングとする。

第5条 事務局より説明

第5条についてはどうか。意見がないようなので、訂正案のとおりとする。

第6, 7条 事務局より説明

第6, 7条について何かあるか。

(敦賀委員)

情報公開条例の関係で、議会を入れても問題ないのか。

(事務局)

情報公開条例の対象は議会も入る。

(横山委員長)

市民の保有する情報の共有については、現状を考えると、行政が多数の情報を持っていて、市民はあまり持っていないわけだから、今回規定するというのは、情報を行政に多数出してもらわないと困るということである。それがないとまちづくりを協働して行なうことはできない。そういう趣

旨で、ここは双方向性というよりも、市が積極的に情報を出してくださいというニュアンスで出てきている。それで、議会もそこに入ってきたということで、訂正案のとおりとする。

第8,9条 事務局より説明

(横山委員長)

第8,9条について何かあるか。第8条に“市政”とあるが“まちづくり”では駄目なのか。なぜ、“市政”でなければならないのか。

(事務局)

まちづくりへの参加といった場合には、第9条との重複がある。まちづくりの参加は第9条でうたっているためこのようにしている。

(横山委員長)

他に意見あるか。ここは若干の重複はしかたないと思う。第8条第2項と第9条第2項には重複感があるが、これは入れていくということで委員会でも議論してきている。その時は、市政についても議論になった、その文言に唐突感があるという話も出ていた。

第8条第2項を削除し、第9条第2項にまとめて書くこともできるが。まちづくりにおいては、参加が非常に大事だという意味もある。参加があって協働ができるので、並列ではなく、参加の方が上にあるイメージ。

(川田委員)

第9条で大きく規定しておいて、第2項というのは流れ的にあってもいいと思うが。

(横山委員長)

第9条第1項で市民、議会および市という、それぞれの立場を理解して協働によるまちづくりを推進している。そこでいう協働とは、市民、議会および市である。次の、第2項で市は市民同士が活動でき協力しあえるような活動の場を提供するとか、環境づくりに努めるなどが次に入ってくる。市民同士が本当に互いに協力しあえるような、そういう活動出来る場を提供するとか、なかなか活動するきっかけを掴めない人たちがいると、そういう点でも支援をするという趣旨で入れてある。そこは、協働でも大事な部分だと思うが。

(丸藤委員)

重要なだけに、まとめるのが難しい。

(横山委員長)

例えば、市政への参加はそのとおりだが、まちづくりという時には、NPOや企業ではなく、行政と市民が両方にいる。近年は、児童虐待とかすごく多い。これは、市の施策としてやならなくてはならない、児童虐待防止という問題。あるいは、高齢者の安否確認もそうである。そういう時に市だけがやる、市の施策としては当然、児童虐待に対する積極的な取り組みが必要だが、それは市だけで出来ることではない。やはり、地域の中の住民という協力があって初めて成り立つ。そういう意味では、行政の施策と市民が協力しなければできないという領域もある。色々なパターンがあるということを考えておかなければならない。

(事務局)

参加と協働という、この条例の1番大切なところをうたった時に、今日見た資料で最後まで議論するには時間的に無理があると思っていた。まちづくりへの参加は、委員長の言っていた意味合いでいいと思うが、キーワードとなる“参加と協働”についてのイメージをきちんと整理しておかなければならない。次回に、もう少し議論したいと思うので、今日は時間も限られているため定義で

きるところをどんどん定義していくということで進めてほしい。

(横山委員長)

では、ここについてはペンディングとし、第8, 9条全体を再度議論する。

第10条 事務局より説明

第10条について何かあるか。

(沢口委員)

ここしか出てこない言葉なので、定義を外してこちらに書いた方が良い。

(板本委員)

前回、私は沢口委員と同じ意見を言ったが、重複するが両方入れた方がいいんじゃないかということに定義したと思っていたが。

(横山委員長)

重複をどこまでするかということ。

(板本委員)

外すのであれば、今、沢口委員が言った定義の方を外した方が良い。

(横山委員長)

そのまま残しておくか、重複感はあるがこのままにした文章に入れる、逆に訂正案のように定義の方で書いておいて、こちらは簡素化するという3通りの方法があるわけだが。

(庁内検討プロジェクトチーム)

条例策定時には、簡潔に否定するという原則がある。まちづくりの部分で一部重複するならいいと思うが、それ以外の部分ではどうなのか。

(川田委員)

前回、コミュニティの定義を議論した時に、人の集まりをいいますと言っていたが、これを本文に入れるとおかしな感じがする。

(丸藤委員)

コミュニティは、団体というよりは人の集まりというイメージが強い。人の集まりという文言を本文に入れるとおかしな感じがするので、コミュニティについて定義しておく必要がある。

(大久保委員)

コミュニティは定義で書いた方が良い。第2条の定義を見た時に、コミュニティまで抜けてしまうと情報共有もなくなっているため、定義が少なくなる。

(若杉委員)

コミュニティは定義に入れておく、訂正案のほうを支持する。コミュニティという言葉は、普段使わない行政用語的な言葉であるから、きちんと定義でうたっておいた方が良いと思う。

(敦賀委員)

定義だけで良い。

(木下委員)

訂正案の方が良い。素案よりも訂正案の方が頭に入ってくる。

(横山委員長)

多数意見は訂正案の方がよいということなので、訂正案のとおりとする。

第11, 12条 事務局より説明

第11, 12条だが、これは訂正案のとおりとする。

第13条 事務局より説明

何か意見等あるか。

(川田委員)

市民の範囲との兼ね合いで、これでいいのか。活動する団体も、市内において活動するその他の団体も権利を有すると思うが問題ないのか。

(事務局)

今回の原則としては何人もということだが。

(川田委員)

住民に限らないのか。

(事務局)

限らない。何人も情報公開できますということになる。

(横山委員長)

他に何かあるか、なければ訂正案のとおりとする。

第14, 15条 事務局より説明

第14, 15条について何かあるか。

(川田委員)

議員としての倫理観、使命感とまちづくりについての理念という3つを並列するのか。

(事務局)

素案を議論した時の考え方は、市民の代表者としての自覚と、まちづくりの理念の2つを定義した。これは、並列で定義したと理解している。市民の代表者としての自覚という言葉、議員としての倫理観と使命感に置き換えており、3つ並列ということで考えていただきたい。

(横山委員長)

これについても、訂正案のとおりとする。

第16条 事務局より説明

続いて、第16条についてだが、第2項にリーダーシップとかビジョンという文言がある。参考案として、ビジョンを“将来像”に置き換え、リーダーシップを“指導力”と置き換えた、こういうことだが。ビジョンとリーダーシップをやめて、将来像と指導力にするか。好みの問題だが。

(事務局)

函館市の条例の中では、ビジョンだとかリーダーシップであるとか、こういう文言を使っている条文はない。

(横山委員長)

ビジョンとリーダーシップだったらどっちがポピュラーに使われるのか。リーダーシップというのは、ポピュラーに使われているのではないか。指導力というよりもリーダーシップの方が分かりやすいが。カタカナでも良いのでは。

(板本委員)

市の条例は、カタカナを避けているのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

条例の性格上あまり使わない。

(横山委員長)

人材育成を市長の責務に入れて、行政運営の組織の方から外したということだが。

(事務局)

組織の中に人材育成が入るとするのは、違和感があった。

(横山委員長)

第16条については、訂正案のとおりとする。

第17条 事務局より説明

続いて、第17条市職員の責務について何かあるか。議論の中で、市職員は公平に対応すべきだという意見があったが、これについてはどうか。

(事務局)

公平・公正というものは落としたということではなくて、“公平・公正かつ誠実に職務を遂行”ということで救われるのかなと思う。委員会の趣旨を変えたというつもりではない。

(横山委員長)

その辺はニュアンス的にどうなのか、問題なければ良いが。

(川田委員)

公平を落としたのを不思議に思っていたが。公平という言葉は、公正の中に含まれるからいらないんじゃないかという考えがあったはず。それが今度、“公平・公正かつ誠実”というフレーズが出てきているが、それでいいのか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

個人的には含まれるというか、落としたかった。

(事務局)

先ほども言ったが、提言書を出した後に、文章法制の担当と色々と議論していく中で、修正が必要となる部分も出てくると思う。これは、皆さんの意見として、提言してもらった文章なので最大限尊重したいと思っている。

(横山委員長)

公務員というのは全体の奉仕者という言い方をよくするのか。

(事務局)

憲法の中で、公務員は全体の奉仕者となっている。

(横山委員長)

函館市の公務員は、市民全体の奉仕者でないのか。

(事務局)

公務員とは何かと言われれば、全体の奉仕者という表現になる。市民という前置きが一般的にはない。いわゆる一部の利害で働いてはいけないということである。

(横山委員長)

ただ、全体の奉仕者って何の全体なのか、ちょっと分かりづらい。

(市居委員)

前段の部分で、本市とか市職員は繋がってきている、その部分で全体と言ったら市だと思える。

(敦賀委員)

市職員は、函館市の全体の奉仕者。国家公務員は国民の、県は県の奉仕者ということになるのではないか。

(横山委員長)

市民全体の奉仕者とか市民の奉仕者にしたらどうか。

(事務局)

これは憲法である。公務員の関係だが、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない。いわゆる一部に特化したものではない。それは、地方公務員であっても、国家公務員であっても、全体の奉仕者ということ。限定して市民の奉仕者と言った時に、憲法と相反しないかということもあるので、事務局の方で整理させてほしい。

(敦賀委員)

憲法の解釈が、公務員というのは地方公務員も国家公務員も全部を示していて、全体というのは国民を指していると言えるのか。

(事務局)

そこは、法制的によく調べさせてもらいたい。

(横山委員長)

では、次回までに整理するというので。今日はここまでとする。

3. 閉 会